令和4年

第18回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日　　令和4年8月26日（金）

伊勢原市農業委員会

第18回 伊勢原市農業委員会総会議事録

１　開催日時

令和４年８月２６日（金）　午前９時２０分から午前１０時１０分まで

２　開催場所

伊勢原市役所２階　２Ｃ会議室

３　委員在任定数　　１０名

(1)　杉本　和彦　　(6)　越水　一雄
(2)　大木　克美　　(7)　三野　孝文
(3)　重田　千秋　　(8)　麻生　伸一
(4)　田中　光男　　(9)　市川　正美
(5)　古屋　幸男　　(10)　鈴木　雅之

４　出席委員数

９名（その他、農地利用最適化推進委員　１１名出席）

５　欠席委員

重田　千秋

６　署名委員

越水　一雄、三野　孝文

７　議　長

鈴木　雅之

８　事務局等職員出席者

・伊藤　陽一（事務局長）
・青木　優
・片山　淳二
・岸　　好夫

９　傍聴者

なし

10　審 議 内 容　　（開会　午前９時２０分）

［事 務 局 長］　只今より第１８回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席委員１名、９名出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

［議　　長］　それでは、只今から、第１８回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、６番・越水 一雄委員と７番・三野孝文委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。
　本日の審議事項は、報告５件、議案４件の計９件となっております。まず、報告より入ります。

［議　　長］　報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。議案書の１ページをご覧ください。内訳は、大山地区で１件、大田地区で２件の届出を受理しています。いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が３件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【　質問なし　】

［議　　長］　報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第４条第１項第８号の規定に基づく届出を農業員会に行うこととされています。お手元資料のとおり伊勢原地区の２件及び成瀬地区の２件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
　報告第２号の１については、宅地の拡張、２号の２については、露天駐車場への転用となります。

［事　務　局］　報告第２号の３については、昭和４０年頃に宅地に転用したもの、２号の４については、平成３年頃駐車場に転用したものであり、それぞれ農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が４件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第３号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この証明は、相続税納税猶予期間の３年ごとの証明です。大田地区で２件の申請がありました。報告第３号の１、申請人は沼目５丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年８月３日、対象農地の明細は８ページです。沼目字中道下に１筆、面積は１，１９９平方メートルです。８月５日に事務局で現地調査を行い、水稲の作付けを確認しています。８月８日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第３号の２、申請人は下谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年８月９日、対象農地の明細は９ページです。下谷字前河内に１筆、同字上中才に７筆、同字櫻町に１筆、合計９筆、面積は９，３５４平方メートルです。８月１０日に事務局で現地調査を行い、水稲の作付け、露地野菜の栽培を確認しています。８月１６日付け専決処分で証明書を発行しました。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが２件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第４号、農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　報告第４号の１、図面番号は１番です。併せて公図及び造成計画図等をご覧ください。届出場所は、三ノ宮字中木津根　の３筆、造成面

［事　務　局］　積合計は７４５平方メートルです。盛土の高さは０．７０メートル、盛土量は３８８立方メートルです。水田から玉ネギ・サツマイモ畑に転換します。届出人は、三ノ宮の方で、造成業者は、その方が経営する土木会社です。施工場所の南側は道路・東側は川の土手・北側は水路・西側は隣地水田となっていて、境の形状は３０センチメートルの離れをとり２９度の法面勾配とします。水路の位置から暗渠管は東端と思われますが、十分注意して施工するとの事です。使用する土は、東大竹字八幡谷戸の地山の土で、関東ロームの土を搬入します。８月９日に現地調査を行い、施工前の現場写真を撮影しております。関係機関との事前相談については、関係事項がない旨を確認しています。届出日は、令和４年８月８日、工期は、令和４年８月１５日から令和４年１１月３０日までです。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地造成の届出が１件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第５号、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約する場合には、農地法第１８条第６項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり比々多地区で８件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

通知内容について、補足いたします。

報告第５号の１から７については、賃借人が死亡したため、解約に至ったものです。

次に、報告第５号の８については、貸付を行う見込がたたなかったため、解約に至ったものです。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地法第１８条第６項の規定による届出が８件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　議事を進めます。議案第１号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、大田地区で１件の申請がありました。議案第１号の１、申請人は市内上谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、１６ページから１８ページです。申請地は、上谷字前田に１１筆、同字島合に４筆、同字反町に３筆、同字西川に１３筆、合計３１筆、合計面積１９，３２４平方メートルを特例農地として申請しています。８月１６日に、地区の農業委員と事務局、相続人とで現地調査を行い、水稲の作付け、畑にはネギ、枝豆の栽培がされており適正に管理されておりました。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第１号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　８月１６日に事務局と現地確認を行い、申請のありました３１筆に
麻生委員　ついては、事務局説明のとおり全て適正に管理されておりました。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第１号の１について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第１号の１について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の１については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号、生産緑地地区の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　議案第２号の１、 図面番号は２番です。併せて公図をご覧ください。対象の農地は、沼目２丁目の１筆、面積は７９６平方メートルです。買取り申出者は、市内沼目４丁目の方で、今年６月２７日開催の総会で承認され、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」を発行しております。この方から、市に生産緑地の買取りの申出請求があり、生産緑地法第１３条により、市長から農林業従事者へ土地取得のあっせんの依頼がありました。詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課まで問い合わせください。各農業委員におかれましては、地元の農林業従事者の中で取得希望者がいらっしゃる場合、令和４年９月９日までに、農業委員会事務局まで御連絡ください。連絡がない場合には、土地取得希望者がないものとして、市長に報告をさせていただきます。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第２号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　８月２２日に地区委員４名で現地確認を行いました。事務局の説明
鈴木委員　のとおり支障はありません。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第２号の１について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第２号の１について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の１については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回１件の申請がありました。

［事　務　局］　議案第３号の１、図面番号は３番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、子易字大坪の２筆、面積は７５７平方メートルで、北側は水路と道路で周囲は水田となっています。譲渡人は市内上粕屋の方で、譲受人は相模原市の法人です。申請地に接して農道と水路があり、新東名高速道路の関連工事で付替整備を行いましたが、今年、水田耕作をしたところ、水不足等の不具合が発生したことから、再度の水路整備工事にあたり、周辺を文化財調査することとなり、発掘調査に伴う資材と発生土の仮置場として一時転用許可を申請するものです。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは１０ヘクタール未満であることから、「その他２種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、被害防除のためフェンスと板柵で囲い、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。一時転用期間は令和５年３月３１日までで水田に復元して土地所有者に戻ります。８月２４日、県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後は県知事に副申します。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第３号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　８月１７日に申請代理人から説明を受けました。また、８月１９日
田中委員　に地区委員３名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり支障はありません。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第３号の１について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第３号の１について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第３号の１については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。お手元資料にあります３０件の申出について、説明申し上げますので、御審議をお願いします。なお、これらについて決定いただける場合は、９月１日が利用権の始期となるよう、以後の手続きを進めていくこととなります。

まず、議案第４号の１から同号の２３まで、比々多地区、串橋字宮下の２筆、同字竹ノ花の４筆、同字下河内の１筆、同字前田の１４筆、同字清水の５筆、同字古屋敷の４筆、同字石橋の４筆、同字廣田の４筆、同字下り道の２筆、笠窪字中瀬の１０筆、同字追瀬戸の６筆、三ノ宮字中木津根の３筆、同字上木津根の７筆、神戸字上満寺の８筆、同字横町の４筆の計５４，４６４．４１平方メートルの使用貸借について、受け手は、３０アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第４号の２４から同号の２８まで及び同号３０の比々多地区、笠窪字町田の４筆、同字大下の３筆、串橋字佃の４筆、同字砂田の１筆、計７，３１８平方メートルの使用貸借について、並びに議案第４号の２９、串橋字境ノ町の２筆、計１，９６８平方メートルの賃貸借について、受け手は、３０アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第４号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第４号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第４号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　以上をもちまして、第１８回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前１０時１０分　終了 】